【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

[redacted]

送信日時: 2012年5月2日 18:12
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 120502(訂正)再質問.jtd (21 KB) ; 120502(第5条2項関係)質問.jtd (20 KB)

内調
[redacted] 様

さきほどお送りした質問についてですが、
メーラーの不具合か、こちらで送信履歴が残っていないため、
もう一度送らせて頂きます。

お騒がせして大変申し訳ありませんが、本メールに添付のものでセット版となります。

[redacted] 拝

-----作成者: [redacted] -----
宛先: [redacted]
送信元: [redacted]
日付: 2012/04/26 03:50PM
件名: 【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

４月２５日（水）に、秘密保全法制に関する内閣法制局との協議を実施いたしました。

その際の協議メモをご参考までに送付いたします。

審査対象の資料は、２０日（金）に各省に送付した資料（２６回資料）です。
（法制局への持込みは、２３日（月）です。）

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

[添付ファイル "20120425 法制局協議メモ（各省送付）.jtd"は [redacted] 警察庁 によって削除されました]

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年５月２日
警　　察　　庁

「警察庁からの意見等（平成24年３月30日付け）に対する回答」について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　**第５条関係（旧第６条関係）**

「警察庁長官が都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続を明確化する必要がある」とあるが、指揮監督権が及ぶ他の行政機関間においては、指揮監督権が及ばない場合と全く同一の要件及び手続が規定されるのか。

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年５月２日
警　　察　　庁

「警察庁からの意見等（平成24年４月６日付け）に対する回答」について

標記について、下記のとおり、再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。

記

１　第２条第４項関係

(1)　４月17日付けの貴室回答によれば、「第１号は突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号はテロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害活動に着目し、当該活動に関する情報収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としている。」とのことであるが、これは要するに、被害は発生していないが、テロ等緊急事態が既に発生している状況があり得るとの前提に立ち、第１号は、テロ等緊急事態が既に発生している中で、まだ被害が発生していないのであれば、被害の発生を防止し、既に被害が発生しているのであれば、被害が拡大することを防止することであり、第２号は、テロ等緊急事態がまだ発生していない状況にあって、テロ等緊急事態を惹起する可能性のある団体の活動を抑止することであると解してよろしいか。

(2)　また、「防止」と「抑止」の異同は何か。（いかなる趣旨で、両者を使い分けているのか。）

２　第３条第１項関係

第３条第１項において、別表第３号に掲げる事項に係る特別秘密の指定は、その漏えいが「テロリズム防止等」に著しく支障を与えるおそれがあるものに限定されているが、他方で、逐条解説13頁（平成24年４月23日付のもの）においては、「別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ～」と記載されており、別表第３号にはテロリズム防止等に関するもの以外も含み得ると解されるところ、両者は矛盾するのではないか。

警察庁からの質問に対する回答について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月7日 18:18
宛先: [redacted]
添付ファイル: 質問に対する回答.zip (25 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、貴省からの質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

なお、添付につきましては、

・ 3月2日付質問
・ 4月17日付質問
・ 4月17日付質問（第5条関係）
・ 4月23日付質問

に対する回答となっております。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月７日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年3月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの3月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　条文素案関係（第２条関係）

第２条第２項第２号について、第17回持ち込み条文案では「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」とあったところ、「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」が削除されている理由を教示されたい。

【回答】

平成24年３月２日送付に係る「本法における「外国政府」等の用語の取扱いについて（整理メモ）」を参照されたい。

２　論点ペーパ「本法における附則事項について（案）」関係

第７条及び第11条第１項の規定について、他の規定よりも施行期日を遅らせることとなれば、適性を有すると認められる前に特別秘密を取り扱うことになる場合が想定されるところ、貴室によれば「適性評価により適性を有しないと認められた者や適性評価の実施に同意しなかった者が特別秘密を取り扱うことは望ましくないが、こうした状況は運用により回避することが可能である…」とのことであるが、職員の適性評価が完了していない中で、いかなる運用により適性を有しない職員による特別秘密の取扱いを回避することが可能であるのか教示されたい。

【回答】

例えば、以下のような運用を行うことが考えられる。

- 第６条（旧第７条）の規定が施行されていない期間においても、職員のうち、既に適性評価により適性を有しないと認められた者や、適性評価の実施に同意しなかった者については、特別秘密を取り扱わないこととすること。
- 第６条（旧第７条）の施行前においても、各行政機関は適性評価を速やかに遂行すること。

また、適性評価に関する規定よりも罰則に関する規定が先に施行されることとなるところ、何をメルクマールとして特別秘密の取扱いが可能となる者を特定することを想定しているのか教示されたい。

【回答】

特別秘密の取扱いに係る事務に従事する行政機関等の職員の範囲は、行政機関の長の指名を受け、特別秘密の取扱いに係る事務を管理する者が定めることとすることを想定している。（自衛隊法施行令第113条の10を参照）

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月７日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年4月17日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月17日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　条文素案関係（質問）

(1)　第２条第第３項第２号関係

第２条第３項第２号イ「国及び国民の安全の維持のために」について、前回条文案の「我が国の利益のために」から表現を修正した理由如何。

例えば、外国の利益を図る目的で通商交渉に係る情報を不当な方法により取得する活動は「特定有害活動」に該当するのか。

【回答】

平成24年３月27日の法制局審査における担当参事官の指摘を踏まえ、純粋に経済的な利益のための活動を排除する規定ぶりに修正したものであり、いわゆる諜報活動を本号の対象とする考え方に変更はない。

(2)　第３条第１項第３号関係

法律案第３条第１項第３号に関し、「テロリズム防止等」に「我が国における」という限定がかけられているところ、国外におけるテロリズム等であっても、我が国の国民が対象となるものや、ひいては我が国におけるテロリズム等を惹起するおそれのあるものについては、ここでいう「我が国におけるテロリズム防止等」の対象になるものと解してよろしいか。

【回答】

「テロリズム防止等」は、公共の安全と秩序の維持に関する事項についての特段の秘匿の必要性を判断する基準を規定するものであり、我が国における治安機関の活動を前提とする概念である。このため、第３条第１項第３号に「我が国における」と規定しても「テロリズム防止等」に限定がかかるわけではない。

ご指摘の例については、貴見のとおり、「我が国におけるテロリズム防止等」の対象になると考えられる。

２　逐条解説第３章第６条（特別秘密の取扱者等）関係（意見）

(1)　意見

逐条解説22頁の34行目に、

なお、「適性評価に類する措置」としては、第７条第２項各号に掲げる事

項について特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又はこれとなり得る特定の事情の有無を対象職員に調査票に記載、提出させ、行政機関の長がこれらの事情が存在しないことを確認するといった短時間で処理できる比較的簡便な方法で確認する措置を政令で規定することを想定している。

と記載あるのを、

なお、「適性評価に類する措置」としては、第７条第２項各号に掲げる事項について特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又はこれとなり得る特定の事情の有無を調査票を用い、及び必要に応じ口頭により質問して、行政機関の長がこれらの事情が存在しないことを確認するといった短時間で処理できる比較的簡便な方法で確認する措置を政令で規定することを想定している。

と修正されたい。

なお、今後政令等で運用の細目を定めるに当たっては、調査票を用いるに当たり、特別秘密に係る犯罪の捜査において対象職員に調査票を自ら記載させる暇がないときは、捜査幹部等が対象職員から調査票記載事項を聴取等した上で代筆し、対象職員本人に誤りがないか確認させた上で、その内容に特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又はこれとなり得る特定の事情がないと認められれば当該職員に特別秘密を取り扱わせることができることとし、この場合、取扱い後速やかに当該職員本人に調査票に署名押印させれば足りるとする例外措置を設けられたい。

(2)　理由

平成24年２月６日付け貴室送付に係る論点ペーパー「特別秘密の取扱いが簡素な場合の適性評価について（案）」の表現に合わせるため。

また、なお書きについては、調査票は対象職員に記載をさせることが原則であるところ、いかなる場合においても本人に記載をさせなければならないこととすれば、遠隔地において捜索を行っている際に急遽特別秘密を差し押さえる必要が生じた場合など、捜査員の手元に調査票がない場合は当該捜索の場所まで調査票を送らなければならず、迅速な捜査への著しい支障となるため。捜査幹部等が代筆をしたものであっても、最終的に対象職員本人がその内容に誤りがないことを確認をした上で事後速やかに署名押印をすれば、制度の趣旨を没却するものではない。

【回答】

傍線部分を「対象職員に調査票に記載、提出させ、及び必要に応じ口頭により質問して」と修文する。

【理由】

「次条第一項の規定による評価に類する措置」（４月27日現在条文案第６条第２項第３号）としては、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密をいわば簡素に取り扱うこととなる職員について、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又は当該事情が

ないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情（略）が存在しないことを確認する」（４月27日現在逐条解説第25ページ参照）ことを予定している。

その確認の方法については政令を策定する段階でなお精査の余地があるが、当室としては今般修文のとおり、「対象職員に調査票に記載、提出させ、及び必要に応じ口頭により質問」する方法が迅速・簡便・正確であると考え、これを例示したところである（「～ことを確認する「といった」～」と記載している。）。

ここで、貴庁の御意見を見るに、まず、「次条第一項の規定による評価に類する措置」が調査票を用いることを前提とする点は当室の考えと共通していると解するが、当室の例示した方法に拠った場合に「迅速な捜査への著しい支障」を生じさせる具体的な状況が判然とせず、また、仮にこれが判然としたとしても「遠隔地において捜索を行っている際に急遽特別秘密を差し押さえる必要が生じた場合」であって「特別秘密に係る犯罪の捜査において対象職員に調査票を自ら記載させる暇がないとき」に「捜査幹部等が対象職員が調査票記載事項を聴取等した上で代筆し、対象職員本人に誤りがないか確認させ」ることが、「迅速な捜査への著しい支障」の改善に資するのかは甚だ疑問であり、そのような御指摘を前提として逐条解説を修文することは適当でないと考える。

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月７日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年4月17日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月17日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第５条（現条文素案第３条）関係

貴室からの回答によれば、特別秘密の要件充足性についても協議の対象となるとのことであるが、その場合、指揮監督関係等の上下の関係にある機関間での共有事項について、上位の機関が要件充足性を認め特別秘密として指定しようとしても、下位の機関が要件充足性を否定した場合、特別秘密として指定することはできなくなる。この点、当該機関同士の関係に鑑みれば、上位の機関が要件充足性を認めていることをもって、特別秘密としての指定ができることとするとの整理も考えられるところ、貴室の見解の法的整理について詳細に説明されたい。

（回答）

平成24年４月27日各省送付に係る逐条解説案４頁に記載したとおり、本法制は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第２条第１項の「行政機関」（同法第２条第１項）と同様の単位で各行政機関に特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであり、本法案第３条第３項の協議についても、同法第12条第１項の「協議」と同様、指揮監督関係等の上下の関係にある行政機関間におけるものを含め、上記単位の行政機関の間の協議として整理しているところである。

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月７日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年4月23日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月23日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第５条関係

今回の修文により、別表第１号（防衛に関する事項）や第２号（外交に関する事項）に該当するとして指定された特別秘密を、別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）に関連する職務に従事する他の行政機関の職員が、本条の規定に基づいて取り扱うことは不可能となるのか。

例えば、外務省が、別表第２号で掲げられた事項に該当するとして、外交上入手した情報を特別秘密に指定した後に、警察庁において、別表第３号に関連する職務に従事する職員が、特定有害活動の抑止目的で当該特別秘密を取り扱う必要が生じた場合等を想定している。

【回答】

ご指摘の事例において、当該特別秘密が別表第２号に掲げる事項のみならず別表第３号に掲げる事項にも該当する場合、本条第１項の規定に基づき当該職員が当該特別秘密の取扱いの業務を行うことは可能である。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月11日 17:14

宛先: [redacted]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB)；逐条解説案.jtd (326 KB)；適性評価調査票（イメージ）.jtd (219 KB)；法案概要一枚紙案.doc (49 KB)；法案概要三枚紙案.jtd (40 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]

[redacted] 2012/05/11

追加送信

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:17
宛先: [redacted]
添付ファイル: (6頁)【別紙1】.xls (28 KB) ; (7頁)【別紙2】.jtd (53 KB) ; (8頁)【別紙3】.jtd (48 KB) ; (11頁)【別紙】.xls (25 KB) ; (22～25頁).xls (50 KB) ; (26･27頁).jtd (301 KB) ; (28･29頁).jtd (77 KB) ; 論点集案.jtd (144 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

お疲れ様です。メール送信につきまして2回目の配信です。添付資料は先ほど送ったものの追加になりますので、よろしくご査収願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail:[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:13
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (314 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:13
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (314 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:12
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (314 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:12
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (314 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月11日 17:11
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (314 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:11
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (314 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月11日 17:11
宛先: 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (314 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (314 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　ネハシ　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線:[redacted]
E-Mail[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (314 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第28回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月11日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (314 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第28回）を5月14日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年５月１４日

○　逐条解説案
○　法案概要一枚紙案
○　法案概要三枚紙案
○　論点集案
○　適性評価調査票（イメージ）

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/05/11内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）---- 01
　第２条（定義）---- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）---- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除）---- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）---- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等）---- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）---- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）---- 37
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）---- 39
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）---- 40
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）---- 41
　第12条（不利益取扱いの禁止）---- 42

第５章　雑則
　第13条（その他の保護措置）---- 45
　第14条（政令への委任）---- 46

第６章　罰則
　第15条（特別秘密の漏えい罪）---- 47
　第16条（特定取得罪）---- 52
　第17条（共謀・教唆・煽動）---- 55
　第18条（自首減免）---- 57
　第19条（国外犯処罰）---- 58

附則
　第１条（施行期日）---- 59
　第２条（自衛隊法の一部改正）---- 60
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）---- 61
　第４条（罰則に関する経過措置）---- 62
　第５条（政令への委任）---- 63

第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 64
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 65

別表（第３条関係）
別表 ---------- 67
第１号（防衛に関する事項） ---------- 68
第２号（外交に関する事項） ---------- 77
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 81

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように多様化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられる。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

- 特別秘密の指定（第３条）
- 特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
- 特別秘密の漏えい等に係る罰則（第15条から第19条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関ごとにその取り扱う事項につき指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）-

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第13条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知(第５項)

都道府県警察は、特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有すること

が想定されるところ、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではなく、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項については、当該都道府県警察における取扱状況を踏まえ、警察庁長官が指定を行い、又は指定を行おうとする他の行政機関の長からの協議に応じることになる。この場合における指定の効果が当該都道府県警察にも及ぶようにするため、本項は、警察庁長官に対し、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第14条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第13条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めるものである。

なお、この制度は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり、適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を差別することに合理的な理由があるため、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に反しないと考えられる。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日のうち直近のものから５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これ

は、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有すると仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を３つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１

項)、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号)。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が適性評価に類する措置を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号)。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価に類する措置により属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはならないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当す

る事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

「次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるもの」としては、第７条第２項各号に掲げる事項について特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情の有無を対象職員に調査票に記載、提出させ、行政機関の長がこれらの事情が存在しないことを確認するといった短時間で処理できる比較的簡便な方法で確認する措置を想定している。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定により別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする旨を定

めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならないことから、契約業者においても特別秘密の取扱者は適性を有すると認められた者又は適性を有すると仮に認められた者である必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した

日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が当該評価対象者の適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、第一に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について次に掲げる事項の調査を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 信用状態その他の経済的な状況に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。
・ 精神疾患に関すること。
・ 飲酒についての節度に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどう

かの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第２号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　精神疾患に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

キ　飲酒についての節度に関する事項（第７号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

第２項は、第二に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

なお、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないことから、憲法が要請する思想・良心及び信教の自由を侵害することはないと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施する旨

・　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の

団体に照会して報告を求めることがある旨

・　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

また、このことは、適性評価においては、内心の告白を強制することがないことを制度的に担保するものであり、この点からも適性評価は憲法の保障する思想・良心及び信教の自由を侵害するものではないと考えられる。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ　本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求

めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第７項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認める旨の通知の日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が、第２項の規定による調査を実施するため、必要があると認めるときは、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から調査票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには行政機関の長が公務所又は行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

そして、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する事項は評価対象者の個人情報であるため、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意

を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(6)　第６項について

第６項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に

特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなか

ったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。

・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(7)　第７項について

第７項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、適性評価に係る通知の日のうち直近のものから５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第３号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第４号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号、第３号及び第４号については、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合において

これを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第２号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）、第５号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第６号（精神疾患に関すること）及び第７号（飲酒についての節度に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号、第３号及び第４号の調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　その固有の任務及び所掌事務を遂行する上でそれぞれ独立して特別秘密を取り扱うことがある点において、都道府県警察と行政機関は同様であるため、本法が行政機関ごとに特別秘密の保護を行わせることとしている考え方を都道府県警察に当てはめることにも合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性が損なわれるという事態につながることも考えられる。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、

それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ず

しも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

第14条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

(1)　政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項

・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項

・　適性評価の実施に関する手続的・技術的な事項

が考えられる。

第15条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

(ｱ) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任

務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア　主体

(ｱ)　業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ)　改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であ

るため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア 主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第16条（特定取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、特定取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特定取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、

強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法」（以下「逐条解説不競法」という。）178頁）。

ウ　「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」

不正競争防止法第21条第１項第１号「管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」と同義であり、刑法上の窃盗罪、建造物侵入罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である窃取、侵入、不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

エ　「その他の特別秘密の管理を害する行為」

例えば、業務者のパソコンにコンピュータ・ウイルスを感染させ、情報を外部に流出させる行為、業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする行為などが考えられる。

オ　「取得」

不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を知得すること又は特別秘密が記録された文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（逐条解説不競法180頁）。

カ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の特定取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の特定取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特定取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特定取得行為の未遂罪（第２項）

「未遂」とは、特定取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特定取得（未遂）罪が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第８条第１号）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特定取得（未遂）罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特定取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特定取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第４項にも置かれている。

第17条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は特定取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び特定取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第18条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、特定取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第19条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや特定取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第15条の罪の国外犯（第１項）

第15条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第16条及び第17条の罪の国外犯（第２項）

第16条及び第17条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備-(目次、第７章の章名等の改正)

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が適用されることを明確にするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第１号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号ヘについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

1　特別秘密の管理に関する措置

(1)　行政機関における特別秘密の指定

ア　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ｱ)～(ｳ)参照）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ｱ)　防衛に関する事項（10事項）　現行の防衛秘密に相当する事項

(ｲ)　外交に関する事項（５事項）　主として我が国の安全保障等に関する事項

(ｳ)　公共の安全と秩序の維持に関する事項（４事項）　主としてテロの防止等に関する事項

イ　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

ウ　行政機関の長は、指定の際には５年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(2)　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、経済的な状況、犯罪・懲戒の経歴等に関する事項について調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2　特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

3　その他所要の規定を整備する。

12/05/11内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ア)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

（※）特別秘密の対象となり得る事項

【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

【外交に関する事項】

①　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

②　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

③　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

④　③に掲げる情報の収集整理又はその能力

⑤　外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

①　テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究

②　公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関

する重要な情報
③　②に掲げる情報の収集整理又はその能力
④　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(ｴ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

・　行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合

・　特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が適性評価に類する措置を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、経済的な状況、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴等に関する事項について調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(ｴ)　行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

(ｵ)　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2)　特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア　次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことを業務とする者（懲役刑の上限は10年）

(ｲ)　業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ｱ)に掲げる者を除く。）（懲役刑の上限は５年）

イ　次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（懲役刑の上限は10年）。

(ｱ)　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(ｲ)　財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特別秘密の管理を害する行為

ウ　故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ　自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3)　その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア　特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ　施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

ウ　自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項については、施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととする。

エ　内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

12/05/11内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

【論点集】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/05/11内調内検討済み

目次

1　論点

【論点１】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ---------- 01

【論点２】立法府及び司法府を本法の対象としないことについて ---------- 09

【論点３】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ---------- 12

【論点４】適性評価と法の下の平等との関係について ---------- 15

【論点５】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ---------- 18

【論点６】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について ---------- 20

2　参考資料

○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 ---------- 22

○　諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 ---------- 26

○　諸外国の秘密保全制度における主な罰則 ---------- 28

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

1　我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1)　外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

(2)　インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3)　標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- 攻撃対象の組織等が使用するＩＴシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4)　法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

２　本法による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1)　上記１のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2)　そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は我が国の安全を維持することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、我が国の安全の維持にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、我が国の安全の維持のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

(3)　以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、

公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3　本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国の国家公務員法その他の公務員法制においては、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成し又は加入した者、一定の刑に処せられ又は懲戒処分を受けた者、成年被後見人又は被保佐人等に該当する者は官職に就く能力を有しないこととなっており、こうした欠格条項も公務全般における秘密の保護という観点からは一定の役割を果たしていると考えられる。しかし、我が国の安全の維持にとって重要な秘密を取り扱った場合に想定されるさまざまな漏えいのおそれを考慮した場合に、欠格条項だけでは取扱者としての適性を有するかどうかを判断するために十分な効果を有しているとは言い難い。

そこで、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年４月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- 職員の任用に関する任命権者の権限の範囲内で実施しているため必ずしも本人の同意を得て実施しているものではなく、調査事項を公にしていないこととあいまって、本人に無断で恣意的に個人情報を収集しているのではないか、との指摘を受けかねないこと。
- 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当

該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4　本法による対応③－罰則の強化

(1)　現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により５年の懲役とされる以外、１年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法上の特別防衛秘密及び不正競争防止法上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

(2)　また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

(3)　さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗

を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

(4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反（懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ MDA秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ MDA秘密保護法違反（懲役２年６月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（ＭＤＡ秘密保護法）における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて（案）

1　立法府を本法の対象としないことについて

(1)　立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる。

(2)　また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる[*1]。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

2　司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア　司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法第223条第６項、刑事訴訟法第316条の27第１項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる。

---

*1　国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる。

イ　また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられること[*2]を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2)　なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる[*3]。

---

*2　提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

*3　弁護士については、刑法で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第１項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の５第２項）。

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>守秘義務</th><th>罰則</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">立法府</td><td>国会議員</td><td>×</td><td>—</td><td>憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条）が、衆議院規則には同様の規定はない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国会職員</td><td>○</td><td>×</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">国会職員法第19条</td></tr>
<tr><td rowspan="4">司法府</td><td rowspan="2">裁判官</td><td>○</td><td>×</td><td rowspan="2">裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年４月９日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">官吏服務紀律第４条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">裁判所職員</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">裁判所職員臨時措置法</td></tr>
</table>

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2　思想・良心及び信教の自由との関係

(1)　思想・良心の自由

ア　趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており[*4]、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている[*5]。

イ　本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている[*6]。

(ア)　内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

---

*4　教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*5　「憲法Ｉ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*6　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ｉ　第４版」301頁から305頁まで他

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象としようとする者の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている[*7]。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である[*8]。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており[*9]、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第２項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている[*10]。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

---

*7 前掲「立憲主義と日本国憲法 第２版」169頁

*8 前掲「憲法Ⅰ 第４版」310頁

*9 前掲「憲法Ⅰ 第４版」309頁

*10 前掲「立憲主義と日本国憲法 第２版」172頁

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ)　宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　（略）

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地[*11]により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

2　法の下の平等の趣旨

憲法第14条第１項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている[*12]。

3　検討

この点、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

---

*11　憲法第14条第１項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

*12　過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、最高裁は、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年５月27日）。

参考：憲法第14条第１項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について

(1)　人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第２項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2)　信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており、*13内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている*14。

この点、適性評価制度においては、信条を調査しないこととしている。

(3)　社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある*15。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下の平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身

---

*13　前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

*14　同書160頁

*15　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③ （略）
〔思想及び良心の自由〕
第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
〔信教の自由〕
第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
②・③ （略）

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

1　問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2　検討

(1)　外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年３月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2)　新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第２項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

1　問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが国の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の利益の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ[*16]、本法で故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2　検討

(1)　漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており[*17]、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

---

*16　いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

*17　いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年５月31日）。

(2)　また、本法における特定取得罪は、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で特定取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

12/05/11内調内検討済み

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又 3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又 3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者	秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	５年	７年（初回は５年）	10年（５年目に調査票を再提出）	最長５年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等） ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報をむ。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル（学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
故意の漏えい 目的等による加重類型	・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【３年以上14年以下の自由刑】	・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※１）の外国勢力への漏えい 【１年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※２）では、無期又は５年以上の自由刑）】 ※１　「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※２　「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・国民の基本的利益（※３）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※３　「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【２年（略式手続の場合は６月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密の漏えい 【６月以上５年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、１年以上10年以下の自由刑）】 ・公務員による秘密の漏えい 【５年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【７年以下の自由刑及び罰金】 ・その他の者による国防上の秘密の漏えい 【５年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
取得 目的による加重類型	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 ・国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4　国が所有する軍事関連施設等	・漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	・違法に取得された国防情報の取得又は受領 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密
下線部：公務員等の身分要件
下線部：取得の手段を特定しているもの

12/05/11 内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）に基づく適性評価
調査票（イメージ）

○　○　省

12/05/11 内調内検討済み

適性評価調査票

1　適性評価を実施する趣旨

(1)　今般の適性評価は、特別秘密の保護に関する法律（仮称）に基づき、○○大臣が、○○省の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれるあなたについて、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、特別秘密を取り扱う適性を評価するために行うものです。(同法第７条第１項)

(2)　あなたは、同法第７条第１項第○号に該当する者として適性評価の対象となっています。

2　適性評価における調査事項及びこの調査票の趣旨

(1)　適性評価においては、○○大臣は、次に掲げる事項を調査します。(同法第７条第２項)

- 特定有害活動[*1]との関係に関する事項
- 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 精神疾患に関する事項
- 飲酒についての節度に関する事項

(2)　また、上記の事項に関する調査を効果的かつ効率的に行うため、次の事項について調査します。(同法第７条第２項及び同法施行令第○条)

- 学歴及び職歴に関する事項
- 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項
- 配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

(3)　この調査票は、これらの事項を調査するための資料として用いられます。

3　○○大臣による質問、照会等

○○大臣は、この調査票に記載された事項を調査するために必要があると認めるときは、適性評価の担当職員にあなた若しくはあなたの知人その他の関係者に質問させ、あなたに対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に上記２に記載した事項に係るあなたの情報を照会し、必要な事項の報告を求めることがあります。(同法第７条第４項)

4　手続等

(1)　○○大臣があなたに係る適性評価を実施するかどうかについて、上記１～３を踏ま

---

*1「特定有害活動」とは、次に掲げる活動です。(同法第２条第３項)

1　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を伴う活動。

2　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、

①　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動。

②　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動。

えて、あなたが任意に同意し、又は同意しないことができます。(同法第７条第３項)
あなたが適性評価の実施に同意しなかったこと、又は適性評価の実施に同意した場合において適性を有しないと認められたことを理由として、任免、給与その他の身分取扱いにおいて、不利益な取扱いを受けることはありません[*1]。(同法第 12 条第１項)

(2) 適性評価の実施に同意するときは、同意書（別添１）を提出してください。(同法施行令第○条)
また、同意書と共に、必要事項を記載したこの調査票を、添付した封筒に封かんの上、○○局○○課に提出してください。
記載した調査票については、複写の上、保管しておいて下さい。

(3) 適性評価の実施に同意しないときは、不同意書（別添２）を添付した封筒に封かんの上、○○局○○課に提出してください。この調査票は提出しないでください。
（なお、適性評価の実施に同意しなかった場合、直ちに特別秘密を取り扱うことができなくなります。(同法第７条第７項)）

(4) 今般の適性評価において、あなたが適性を有すると認められた場合は、その通知の日から５年を経過するまでの間、○○省において適性を有する者として取り扱われます。
ただし、その期間が経過する前においても、
・ 当該通知の日から４年６月を経過した日以後において、当該通知の日から５年を経過した日以後も特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれる場合
・ 特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため○○大臣が必要があると認める場合
には、改めて、あなたの同意を得た上で、適性評価を実施することがあります。(同法第７条第１項第２号及び第３号)

５ 記載上の注意

(1) 調査票において記載を求められている事項全てに記載してください。
調査票にはあなたが知る限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなく、かつ、正確に記載してください。事実関係の確認が困難な事情がある事項については、「不明」と記載してください。
調査票に記載すべき事項に記載しない場合や虚偽の記載をした場合には、そのことがあなたが特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかの判断に著しい悪影響を与えることがあります。また、虚偽の記載をした場合には、そのことを理由として懲戒、訓告その他指導監督上の措置が行われることがあります。

(2) 記載する際には、ボールペン又は万年筆を用い、誤記箇所には押印してください。また、最後の署名欄以外は電子計算機を用いて記載しても差し支えありません。

(3) 各調査項目について、スペースが足りない場合は、ページ下の余白を利用して記載してください。

６ その他

適性評価制度、調査票、同意書（別添１）及び不同意書（別添２）について不明な点がある場合には、○○局○○課(Tel / E-mail)までお問い合わせください。
なお、１(2)、２(1)(2)及び３は、同法第７条第３項の規定により、○○大臣があなたについて適性評価を実施しようとする場合においてあなたに告知すべき事項とされていますので、よく御確認ください。

---

*1 ４ (1)の不利益取扱いの禁止は、一般職の国家公務員、自衛隊法第２条第５号に規定する隊員に適用されます。

調　査　票　（イメージ）　　12/05/11内調内検討済み

ア　本人特定事項

ふりがな 氏名 ふりがな 旧姓・通称 使用期間：　昭・平　　年　　月～昭・平　　年　　月 ※ 旧姓・通称がある場合のみ記載。 昭・平　　年　　月　　日生　（　　歳）	男 ・ 女	ふりがな 現住所 ふりがな 本籍地

所属　※　係単位まで記載。

電話　職　　場：　　（内線　　）
自　　宅：
携帯電話：

連絡が必要な場合に、電話での連絡を希望しない者には電子メールにより連絡しますので、職場又は私用のパソコン又は携帯電話のアドレスを記載して下さい。
メールアドレス：

国籍	帰化歴　※　日本への帰化歴がある場合のみ記載。	外国人登録証明書　※　外国籍の者のみ記載。
	年月日：　昭・平　　年　　月　　日 元国籍名：	番　号： 発行日：

イ　配偶者の関係事項

現在、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいますか。　☐ いる　☐ いない
※ いる場合は以下の項目を記載。

☐ 婚姻関係にある者　　☐ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ふりがな 氏名 ふりがな 旧姓・通称 使用期間：昭・平　　年　　月～昭・平　　年　　月 ※ 旧姓・通称がある場合のみ記載。 昭・平　　年　　月　　日生　（　　歳）	婚姻日（日まで記載）又は事実上の婚姻関係が生じた時期（月までで可） 昭・平　　年　　月　　日 ※　あなたと異なる場合のみ記載。 ふりがな 現住所 国籍 帰化歴　※　日本への帰化歴がある場合のみ記載。 年月日：　昭・平　　年　　月　　日 元国籍名：

ウ　家族等の関係事項

A　あなたの父母（養父母・継父母を含む。）、子（養子・継子を含む。）及び兄弟姉妹（継兄弟姉妹・異父母兄弟姉妹を含む。）並びに配偶者の父母（養父母・継父母を含む。）及び子（養子・継子を含み、あなたの子である者を除く。）について、以下の項目を記載してください。
※「現住所」は別居している者についてのみ、「帰化前の国籍」は日本への帰化歴がある者についてのみ記載。

	氏　名	生年月日	続柄	生死の別	同居・別居の別	現住所	国籍	帰化前の国籍
1		大・昭・平　年　月　日						
2		大・昭・平　年　月　日						
3		大・昭・平　年　月　日						
4		大・昭・平　年　月　日						
5		大・昭・平　年　月　日						
6		大・昭・平　年　月　日						
7		大・昭・平　年　月　日						
8		大・昭・平　年　月　日						
9		大・昭・平　年　月　日						
10		大・昭・平　年　月　日						

B　現在、イ（配偶者）及びウ－A（父母兄弟姉妹子等）に記載した者以外の者で、同居している者又は過去５年以内に同居していた者がいますか。　☐ いる　☐ いない
※ いる場合は、その者について以下の項目を記載。「帰化前の国籍」は日本への帰化歴がある場合にのみ記載。

	氏名（通称等を含む。）	生年月日	同居期間	あなたとの関係	国籍	帰化前の国籍
1		大・昭・平　年　月　日	平成　年　月 ～ 平成　年　月			
2		大・昭・平　年　月　日	平成　年　月 ～ 平成　年　月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

調　査　票　（イメージ）　　12/05/11内調内検討済み

エ　学歴

※　小学校から最終学歴までを記載。留学経験を含む。

	学　校　名	学部・学科名	所在地（外国は国名から記載）	在籍期間	備考
1				昭・平　年　月～昭・平　年　月	卒・中退
2				昭・平　年　月～昭・平　年　月	卒・中退
3				昭・平　年　月～昭・平　年　月	卒・中退
4				昭・平　年　月～昭・平　年　月	卒・中退
5				昭・平　年　月～昭・平　年　月	卒・中退

オ　職歴

※　作成日の10年前からのものを記載。
離職理由が解雇、勧奨退職、雇い止めその他自身の望まないものである場合は、理由等の詳細を記載。

	勤務先名称	主たる事業内容	所在地（外国は国名から記載）	電話番号
1				
	勤務期間		離職理由	
	平成　年　月 ～ 平成　年　月			
2	勤務先名称	主たる事業内容	所在地（外国は国名から記載）	電話番号
	勤務期間		離職理由	
	平成　年　月 ～ 平成　年　月			
3	勤務先名称	主たる事業内容	所在地（外国は国名から記載）	電話番号
	勤務期間		離職理由	
	平成　年　月 ～ 平成　年　月			

カ　特定有害活動との関係

A　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を目的とする活動を行い、又はこれを目的とする団体や個人を支援したことがありますか。
※　ある場合は以下の項目を記載。
☐ ある ☐ ない

B　外国の利益を図るため、国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動や、大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動を行い、又はこれを目的とする団体や個人を支援したことがありますか。
※　ある場合は以下の項目を記載。
☐ ある ☐ ない

該当質問	参加した活動又は支援した団体や個人の名称	参加・支援期間
		昭・平　年　月～昭・平　年　月
	参加した活動・行った支援の具体的内容	

キ　国外との関連を有する事情

A　ウ（家族等）及びキーE（外国政府等関係者）に記載した者以外の者であって、過去10年において、友人、支援者等として親密な間柄にある外国人の知人がいますか。
※　いる場合は以下の項目を記載。
☐ いる ☐ いない

氏名	国籍	居住国	当該者との関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））
連絡を取っている期間	当該者との連絡手段（対面、電話、手紙等）		当該者との連絡頻度
平成　年　月 ～ 平成　年　月			

B　あなたは外国政府の国債、外国企業の株式・債券その他の外国に係る有価証券を保有していますか。また、外国の金融機関に口座を保有していますか。
※　保有している場合は以下の項目を記載。
☐ ある ☐ ない

	外国の国名	有価証券の種類・金融機関名	保有の理由	評価額（円建て）
1				
2				
3				

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

キ　国外との関連を有する事情（続き）

C　あなたは外国に不動産を保有していますか。　※　保有している場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

	不動産の類型	取得時期	所在地
1		昭・平　年　月	
	資産評価額		保有するに至った理由
2	不動産の類型	取得時期	所在地
		昭・平　年　月	
	資産評価額		保有するに至った理由
3	不動産の類型	取得時期	所在地
		昭・平　年　月	
	資産評価額		保有するに至った理由

D　外国政府機関から教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。　※　ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	提供された給付・免除の具体的内容
提供期間		給付・免除を提供された理由
昭・平　年　月～昭・平　年　月		

E　日本の国内外を問わず、公務以外で繰り返し接触している外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の代理人がいますか。　※　いる場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

相手国名	相手機関名	相手氏名	接触の目的及び具体的内容
接触期間		接触場所	
昭・平　年　月～昭・平　年　月			

F　留学、就労、永住のために来日する外国人（イ及びウに掲げる者を除く。）に対し、身元の保証、住居の供その他の援助を行ったことがありますか。　※　ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

氏名	国籍	来日目的	援助の具体的内容
来日期間		現住所（分かる場合）	
平成　年　月 ～ 平成　年　月			

G　外国政府が発行した旅券を保有し、又は保有していたことがありますか。　※　ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日
			昭・平　年　月　日

過去10年以内に海外に居住又は渡航（出張を除く。）をしたことがありますか。　※　ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
1		平成　年　月～平成　年　月	
2	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
		平成　年　月～平成　年　月	
3	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
		平成　年　月～平成　年　月	
4	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
		平成　年　月～平成　年　月	
5	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
		平成　年　月～平成　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

ク　経済的な状況

A　現在、住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育以外の目的で借入れがありますか。　☐ ある ☐ ない

※　ある場合は以下の項目を記載。

	債権者名	債権者所在地	債務残高	債務返済額
1				（　1年　・　1月　）に　　円
	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由		
	平成　　年　　月			
2	債権者名	債権者所在地	債務残高	債務返済額
				（　1年　・　1月　）に　　円
	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由		
	平成　　年　　月			
3	債権者名	債権者所在地	債務残高	債務返済額
				（　1年　・　1月　）に　　円
	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由		
	平成　　年　　月			

B　過去５年以内に、自己破産をしたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※ ある場合は以下の項目を記載。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
平成　年　月　日	平成　年　月　日	

過去５年以内に、支払の不備・与信上の問題等により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※ ある場合は以下の項目を記載。

D　過去５年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　☐ ある ☐ ない

E　過去５年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　☐ ある ☐ ない

F　過去５年以内に、公共料金の滞納等債務不履行状態となったことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　☐ ある ☐ ない

G　過去５年以内に、金銭問題に関して裁判所から不利な判決を言い渡されたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※ ある場合は以下の項目を記載。

H　現在、債権者と支払計画の見直し（返済期間の延長、債務の減免、金利の軽減等）を行っている債務がありますか。　☐ ある ☐ ない

※ ある場合は以下の項目を記載。

該当する質問	発生した時期	具体的内容
	平成　年　月	
該当する質問	発生した時期	具体的内容
	平成　年　月	

ケ　犯罪及び懲戒の経歴

※　作成日の10年前から現在までのものを記載。
※　国外の場合は、管轄裁判所名欄に国名も記載。

A　犯罪を犯し、罰せられたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※　ある場合は以下の項目を記載。

罪名	処分確定日	処分内容	管轄裁判所名
	平成　年　月　日		

B　懲戒処分を受けたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※　ある場合は以下の項目を記載。

当該行為の時期	当該行為の具体的な内容	懲戒処分の時期	懲戒処分の具体的な内容
平成　年　月		平成　年　月	

コ　情報の取扱いに係る非違（ケに掲げるものを除く。）

※　作成日の10年前から現在までのものを記載。

職場の服務規程、文書管理規則その他の規則の情報やシステムの管理に関する部分に違反して、使用してはならないとされている記憶媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書・図画を複写したり、職務に関連した事項についてインターネット上のサイトに公表するなどして、監督上の注意・指導を受けたことがありますか。　☐ ある ☐ ない

※　ある場合は以下の項目を記載。

当該行為の時期	当該行為の具体的な内容	注意・指導を受けた時期	注意・指導の具体的な内容
平成　年　月		平成　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

サ　薬物の濫用及び影響（ケに掲げるものを除く。）

※　作成日の10年前から現在までのものを記載。

A　麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら又は覚醒剤を違法に所持又は使用したことにより、検挙又は補導されたことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

B　トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料又は閉塞用若しくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持したことにより、検挙又は補導されたことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

該当する質問	薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
			平成　年　月 ～ 平成　年　月

行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に　回		

C　現在、疾病の治療のために継続的に処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　※ 薬物依存症に係ることについてはスーBにおいて記載すること。　□ ある　□ ない

服用薬物名	具体的症状	服用期間
		平成　年　月 ～ 平成　年　月

処方機関名称	処方機関所在地	処方者氏名

飲酒についての節度

※　作成日の10年前から現在までのものを記載。

飲酒を原因として、繰り返して、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や、他人の物の損壊、他人への加害その他の他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがありますか。　※ 「ない」以外の場合は、以下の項目を記載。　※ アルコール依存症に係ることについてはスーBにおいて記載すること。　□ ある　□ ない

当該時期	具体的内容
平成　年　月	
当該時期	具体的内容
平成　年　月	

ス　精神疾患の状態

※　作成日の10年前から現在までのものを記載。

A　意識や記憶を失ったり自己に損害を発生させる行動をとったりしたことがあり、かつ、その原因が精神や情緒に係る事由と診断されたもの又はその原因が明らかでないものがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

当該時期	具体的内容
平成　年　月	

B　気分障害（躁うつ病を含む。）、アルツハイマー、精神作用物質使用による精神及び行動の障害その他の精神疾患（薬物依存症及びアルコール依存症を含む。）に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。　※ ある場合は以下の項目を記載。　□ ある　□ ない

通院先名称	通院先所在地	通院期間
		平成　年　月 ～ 平成　年　月

治療者氏名	症状	通院後の状態

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

（書き切れない項目については以下の余白に記載。）

その他適性評価手続のために必要な情報

Ⅰ　知人その他の関係者（特別秘密の保護に関する法律（仮称）第７条第４項に基づく照会に必要な情報）

※　知人その他の関係者とは、職場の同僚・上司、学校の級友・担任その他のあなたを知る者であって、この調査票のイ及びウに掲げる者以外のものをいう。
○○大臣は、本欄に記載された者やその他の者に対して、あなたについて調査するために必要な質問を行うことがあるが、これらの者そのものについて調査を行おうとするものではなく、また、あなたとこれらの者との関係があなたの適性の評価に影響することはない。
作成日の10年前から現在について記載。日本在住者が望ましい。少なくとも３人以上の者について記載し、可能な限り、よく知る者がいない期間がないようにすること。

	氏　名	あなたを知る期間	電話番号、メールアドレスその他の連絡先	あなたとの関係
1		平成　年　月 ～ 平成　年　月		
2		平成　年　月 ～ 平成　年　月		
3		平成　年　月 ～ 平成　年　月		
4		平成　年　月 ～ 平成　年　月		
5		平成　年　月 ～ 平成　年　月		

Ⅱ　過去の適性評価の経歴

過去５年以内に本法に基づく適性評価を受けたことがありますか。　□ ある　□ ない

※ ある場合は以下の項目を記載。複数ある場合は、最も新しいものについて記載。

評価時期	評価者職名	判断結果
平成　年　月		□ 適性あり　□ 適性なし

Ⅲ　適性を有しないと判断した場合の理由の通知希望

適性評価の結果、仮に、適性評価の実施権者が、あなたが適性を有しないと認める旨の判断をした場合、あなたに対して当該判断の理由を通知することを希望しますか。

□ 希望する
□ 希望しない

上記記載事項は、私が知る限りの事実を具体的に、漏れなく、かつ正確に記載したものです。

平成　　年　　月　　日　　氏　名　　印

12/05/11内調内検討済み

別添１

同意書（イメージ）

１　私は、○○大臣が私について特別秘密の保護に関する法律（仮称）第７条第１項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するに当たり、次の事項について告知を受けました。

(1)　適性評価において、○○大臣が、同法第７条第２項に基づき同項各号に掲げる事項及び同法施行令第○条に掲げる事項について調査すること。

(2)　○○大臣が(1)の調査を行うため必要があると認めるときは、適性評価の担当職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、私に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

（(3)　同法第７条第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。）

２　私は、１に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意し、この同意書を提出します。

(1)　○○大臣が私について適性評価を実施すること。

(2)　○○大臣が私について同法第７条第２項の調査を行うため、同条第４項の規定に基づき○○大臣又は○○省の適性評価の担当者が私の知人その他の関係者に質問すること並びにこの場合において当該関係者が必要な事項（当該調査に係る私の個人情報を含む。）を○○大臣又は当該担当者に回答すること。

(3)　○○大臣が私について同法第７条第２項の調査を行うため、同条第４項の規定に基づき○○大臣が、国及び地方の行政機関、金融機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に対して必要な事項（当該調査に係る私の個人情報を含む。以下同じ。）の報告を求めること並びにこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が必要な事項を報告すること。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

12/05/11内調内検討済み

別添２

不同意書（イメージ）

１　私は、○○大臣が私について特別秘密の保護に関する法律（仮称）第７条第１項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するに当たり、次の事項について告知を受けました。

(1)　適性評価において、○○大臣が、同法第７条第２項に基づき同項各号に掲げる事項及び同法施行令第○条に掲げる事項について調査すること。

(2)　○○大臣が(1)の調査を行うため必要があると認めるときは、適性評価の担当職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、私に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

（(3)　同法第７条第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。）

２　私は、１に掲げる事項の告知を受けた上で、○○大臣が私について適性評価を実施することに同意しないこととしたため、この不同意書を提出します。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

質問に対する回答について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月14日 15:44
宛先: [redacted]
添付ファイル: 質問に対する回答.zip (11 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様[redacted]様

いつも大変お世話になっております。貴省からの5月2日付け質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

.....

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月14日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年5月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第５条関係（旧第６条関係）

「警察庁長官が都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続を明確化する必要がある」とあるが、指揮監督権が及ぶ他の行政機関間においては、指揮監督権が及ばない場合と全く同一の要件及び手続が規定されるのか。

【回答】

第５条第１項は、行政機関の長が他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件について、当該行政機関相互の関係如何にかかわらず一律に規定しており、手続についても同項の委任を受けた政令において一律に規定する予定である。

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月14日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年5月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第２条第４項関係

(1)　４月17日付けの貴室回答によれば、「第１号は突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号はテロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害活動に着目し、当該活動に関する情報収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としている。」とのことであるが、これは要するに、被害は発生していないが、テロ等緊急事態が既に発生している状況があり得るとの前提に立ち、第１号は、テロ等緊急事態が既に発生している中で、まだ被害が発生していないのであれば、被害の発生を防止し、既に被害が発生しているのであれば、被害が拡大することを防止することであり、第２号は、テロ等緊急事態がまだ発生していない状況にあって、テロ等緊急事態を惹起する可能性のある団体の活動を抑止することであると解してよろしいか。

【回答】

第１号については貴見のとおりであるが、第２号については、いわゆる対日有害活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図るものであり、テロリズム等緊急事態が発生していない状況に限定されるものではない。

(2)　また、「防止」と「抑止」の異同は何か。（いかなる趣旨で、両者を使い分けているのか。）

【回答】

第２条第４項第１号は、緊急事態による被害を生起させないことを主眼としていることから「防止」と規定しているのに対し、第２号は、特定有害活動の存在を前提にその活動を可能な限り抑えることを主眼としていることから「抑止」と規定している。

２　第３条第１項関係

第３条第１項において、別表第３号に掲げる事項に係る特別秘密の指定は、そ

の漏えいが「テロリズム防止等」に著しく支障を与えるおそれがあるものに限定されているが、他方で、逐条解説13頁（平成24年４月23日付のもの）においては、「別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ～」と記載されており、別表第３号にはテロリズム防止等に関するもの以外も含み得ると解されるところ、両者は矛盾するのではないか。

【回答】

別表第３号ニの「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」はテロリズム防止等のためだけに用いられるとは限らないと考えられるため、「主として」と記載している。

他方で、上記暗号の特別秘密該当性についても、その漏えいがテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるかによって判断することとしている。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月18日 18:02
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (316 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月18日 18:02
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (316 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月18日 18:01
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (316 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:01
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (317 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:01
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (316 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:00
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (316 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:00
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (316 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月18日 17:58

宛先: [redacted]

添付ファイル: 参照条文集案.jtd (352 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；逐条解説案.jtd (338 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:00
宛先: [redacted]
添付ファイル: (5頁)【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要.xls (28 KB) ; (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃の事例.jtd (53 KB) ; (7頁)【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別.jtd (49 KB) ; (11頁)【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧.xls (25 KB) ; (21～24頁)現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧.xls (50 KB) ; (25頁)諸外国の秘密保全制度における適性評価手続.jtd (301 KB) ; 論点集案.jtd (144 KB) ; (27頁)諸外国の秘密保全制度における主な罰則.jtd (77 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

引き続きまして、論点集を送ります。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:02
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (316 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　ネハシ　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月18日 18:02
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (316 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第29回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月18日 18:03
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (316 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第29回）を5月21日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年５月２１日

○　逐条解説案
○　論点集案
○　参照条文集案

12/05/18内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/05/18内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）---- 01
　第２条（定義）---- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）---- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除）---- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）---- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等）---- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）---- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）---- 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）---- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）---- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止）---- 43

第５章　雑則
　第13条（その他の保護措置）---- 46
　第14条（政令への委任）---- 47

第６章　罰則
　第15条（特別秘密の漏えい罪）---- 48
　第16条（特定取得罪）---- 53
　第17条（共謀・教唆・煽動）---- 56
　第18条（自首減免）---- 58
　第19条（国外犯処罰）---- 59

附則
　第１条（施行期日）---- 60
　第２条（自衛隊法の一部改正）---- 61
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）---- 62
　第４条（罰則に関する経過措置）---- 63
　第５条（政令への委任）---- 64

第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 65
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 66

別表（第３条関係）
別表 ---------- 68
第１号（防衛に関する事項） ---------- 69
第２号（外交に関する事項） ---------- 78
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 82

第１条（目的）

1　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

2　内容

(1)　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように多様化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられる。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

・　特別秘密の指定（第３条）
・　特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
・　特別秘密の漏えい等に係る罰則（第15条から第19条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関ごとにその取り扱う事項につき指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第13条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知(第５項)

都道府県警察は、特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有すること

が想定されるところ、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではなく、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項については、当該都道府県警察における取扱状況を踏まえ、警察庁長官が指定を行い、又は指定を行おうとする他の行政機関の長からの協議に応じることになる。この場合における指定の効果が当該都道府県警察にも及ぶようにするため、本項は、警察庁長官に対し、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

1　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

2　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第14条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第13条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日のうち直近のものから５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を３つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が適性評価に類する措置を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価に類する措置により属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはならないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、

その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

「次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるもの」としては、第７条第２項各号に掲げる事項について特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情の有無を対象職員に調査票に記載、提出させ、行政機関の長がこれらの事情が存在しないことを確認するといった短時間で処理できる比較的簡便な方法で確認する措置を想定している。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定により別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異な

らないことから、契約業者においても特別秘密の取扱者は適性を有すると認められた者又は適性を有すると仮に認められた者である必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した

日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が当該評価対象者の適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、第一に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について次に掲げる事項の調査を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 信用状態その他の経済的な状況に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。
・ 精神疾患に関すること。
・ 飲酒についての節度に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどう

かの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第２号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　精神疾患に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

キ　飲酒についての節度に関する事項（第７号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

第２項は、第二に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないことから、信条により差別され

ることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないとともに、憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

また、このことは、適性評価においては、内心の告白を強制することがないことを制度的に担保するものであり、この点からも適性評価は憲法の保障する思想・良心及び信教の自由を侵害するものではないと考えられる。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ　本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の

個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第７項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認める旨の通知の日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が、第２項の規定による調査を実施するため、必要があると認めるときは、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から調査票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所

見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには行政機関の長が公務所又は行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

そして、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する事項は評価対象者の個人情報であるため、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(6)　第６項について

第６項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られ

る情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。
・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(7)　第７項について

第７項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、適性評価に係る通知の日のうち直近のものから５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができない

12/05/18内調内検討済み

こととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第３号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第４号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号、第３号及び第４号については、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合において

これを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第２号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）、第５号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第６号（精神疾患に関すること）及び第７号（飲酒についての節度に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号、第３号及び第４号の調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　その固有の任務及び所掌事務を遂行する上でそれぞれ独立して特別秘密を取り扱うことがある点において、都道府県警察と行政機関は同様であるため、本法が行政機関ごとに特別秘密の保護を行わせることとしている考え方を都道府県警察に当てはめることにも合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性が損なわれるという事態につながることも考えられる。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、

それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ず

しも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

第14条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

(1)　政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価の実施に関する手続的・技術的な事項

が考えられる。

第15条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

(ｱ) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任

務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ) また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア　主体

(ｱ) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であ

るため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア 主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第16条（特定取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、特定取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特定取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、

強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法」（以下「逐条解説不競法」という。）178頁）。

ウ　「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」

不正競争防止法第21条第１項第１号「管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」と同義であり、刑法上の窃盗罪、建造物侵入罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である窃取、侵入、不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

エ　「その他の特別秘密の管理を害する行為」

例えば、業務者のパソコンにコンピュータ・ウイルスを感染させ、情報を外部に流出させる行為、業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする行為などが考えられる。

オ　「取得」

不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を知得すること又は特別秘密が記録された文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（逐条解説不競法180頁）。

カ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の特定取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の特定取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特定取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特定取得行為の未遂罪（第２項）

「未遂」とは、特定取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特定取得（未遂）罪が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特定取得（未遂）罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特定取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特定取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第４項にも置かれている。

第17条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は特定取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び特定取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第18条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、特定取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第19条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや特定取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第15条の罪の国外犯（第１項）

第15条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第16条及び第17条の罪の国外犯（第２項）

第16条及び第17条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が適用されることを明確にするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第１号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号へについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

1　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

2　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ア)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【論点集】

（案）

平成24年○月
内閣官房

目次

1　論点

【論点１】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ---------- 01
【論点２】立法府及び司法府を本法の対象としないことについて ---------- 08
【論点３】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ---------- 12
【論点４】適性評価と法の下の平等との関係について ---------- 15
【論点５】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ---------- 17
【論点６】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について ---------- 19

2　参考資料

○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 ---------- 21
○　諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 ---------- 25
○　諸外国の秘密保全制度における主な罰則 ---------- 27

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

1　我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1)　外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

(2)　インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3)　標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- 攻撃対象の組織等が使用するＩＴシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4)　法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

２　本法による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1)　上記１のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法（昭和22年法律第120号）等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法（昭和29年法律第165号）等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2)　そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は我が国の安全を維持することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、我が国の安全の維持にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、我が国の安全の維持のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

(3)　以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3　本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、＜我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年４月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。＜
- 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4　本法による対応③－罰則の強化

(1)　現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により５年の懲役とされる以外、１年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密及び不正競争防止法（平成５年法律第47号）上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

(2)　また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

(3)　さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

(4)　その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反（懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（懲役２年６月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　ＭＤＡ秘密保護法における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて（案）

1　立法府を本法の対象としないことについて

(1)　立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる*1。

(2)　また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる*2。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

---

*1　特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」（本法第15条第1項・第2項）に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*2　国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2　司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア　司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第223条第６項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第１項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる[*3]。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる。

イ　また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられること[*4]を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2)　なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると

---

*3　裁判所から特別秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*4　提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる[*5]。

*5 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第１項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の５第２項）。

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年４月９日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
		官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第４条第１項		
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を分けるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2　思想・良心及び信教の自由との関係

(1)　思想・良心の自由

ア　趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており[*6]、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている[*7]。

イ　本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている[*8]。

---

*6　教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*7　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*8　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ　第４版」301頁から305頁まで他

(ア)　内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象としようとする者の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(イ)　内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2)　信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア　趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている*9。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である*10。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており*11、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第２項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている*12。

イ　本制度との関係

---

*9　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」169頁
*10　前掲「憲法Ⅰ　第４版」310頁
*11　前掲「憲法Ⅰ　第４版」309頁
*12　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」172頁

(ア)　宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ)　宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないか、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2　憲法第14条第１項に挙げられている事項について

(1)　社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある[*13]。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下の平等に違反しないと考えられる。

(2)　信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており[*14]、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている[*15]。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないと考えられる。

---

*13　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁
*14　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」147、148頁
*15　前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

(3)　人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第２項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

３　２に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第１項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが[*16]、およそ、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特別秘密の取扱者から除外することは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり[*17]、憲法の要請する法の下の平等に違反しないといえる。

---

*16　「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁

*17　憲法第14条第１項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年５月27日）。

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

1　問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2　検討

(1)　外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年３月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2)　新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第２項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

1　問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが国の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の利益の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ[*18]、本法で故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2　検討

(1)　漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており[*19]、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

---

*18　いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

*19　いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年５月31日）。

(2) また、本法における特定取得罪は、

① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で特定取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

12/05/18内調内検討済み

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

12/05/18内調内検討済み

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者	秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	５年	７年（初回は５年）	10年（５年目に調査票を再提出）	最長５年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等） ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報をむ。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル（学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
故意の漏えい 目的等による加重類型	・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【３年以上14年以下の自由刑】	・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※１）の外国勢力への漏えい 【１年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※２）では、無期又は５年以上の自由刑）】 ※１　「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※２　「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・国民の基本的利益（※３）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※３　「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【２年（略式手続の場合は６月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密の漏えい 【６月以上５年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、１年以上10年以下の自由刑）】 ・公務員による秘密の漏えい 【５年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【７年以下の自由刑及び罰金】 ・その他の者による国防上の秘密の漏えい 【５年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【３月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【５年以下の自由刑又は罰金】 ・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【３年以下の自由刑又は罰金】 ・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【１年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【３年以下の自由刑及び罰金】
取得 目的による加重類型	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 ・国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※４）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【３年以上14年以下の自由刑】 ※４　国が所有する軍事関連施設等	・漏えいするための国家機密の取得 【１年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	・違法に取得された国防情報の取得又は受領 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【５年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密
下線部：公務員等の身分要件
下線部：取得の手段を特定しているもの

12/05/18 内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【参照条文集】
（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律（仮称）（案）参照条文

○日本国憲法（抄）・・・

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）・・・

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　（略）

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　（略）

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　（略）

第六十二条　両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条　（略）

②　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条　官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2　（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（すべての者の国外犯）

第二条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一　削除

二　第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幇助）の罪
三　第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
四　第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
五　第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
六　第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七　第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
八　第百六十四条から第百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（自首等）

第四十二条　罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。

2　（略）

第五十四条　一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2　（略）

（予備及び陰謀）

第七十八条　内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（住居侵入等）

第百三十条　正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏示）

第百三十四条　医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

（暴行）

第二百八条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは

科料に処する。

（脅迫）

第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（窃盗）

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（強盗）

第二百三十六条　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2　（略）

（詐欺）

第二百四十六条　人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

（恐喝）

第二百四十九条　人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条　内閣に、内閣官房を置く。

②　内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六　内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③・④　（略）

第十八条　（略）

２　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
３　（略）

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条　（略）
２　宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。
２　（略）

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第六十三条　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第百四条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
②　内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
③　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
④　前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十九条　国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）
第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤　（略）

第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一　（略）

十二　第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八　（略）

第百十一条　第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則（昭和二十二年議決）（抄）

第二百三十六条　国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条　（略）

2　行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4　（略）

（施設等機関）

第八条の二　第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三　第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第二百八十一条の五　被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた

証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七　裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③　（略）

○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一　国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二～九　（略）

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（長官）

第十六条　（略）

2　警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章～第六章　（略）

第七章　自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章～第九章　（略）

附則

第一条　この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章　自衛隊の権限等（第八十七―第九十六の二）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二　内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一　自衛隊の施設

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととさ

れたものに限る。）

2・3　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
七　防衛の用に供する暗号
八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）
第一条　（略）
2　（略）
3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。
一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
イ　構造又は性能
ロ　製作、保管又は修理に関する技術
ハ　使用の方法
ニ　品目及び数量
二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
（罰則）
第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
二　（略）
三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
2・3　（略）
第五条　（略）
2　（略）
3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせ

ん動した者は、前項と同様とする。

4　（略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3　（略）

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）

（目的）

第八条　統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成

等に資することを目的とする。

2　前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たつては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。

（作成及び見直し等）

第九条　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2　統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。

（目的等）

第十八条　防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生起した際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2　前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三　（略）

四　営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、

その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七　（略）

2～6　（略）

7　第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条　（略）

2～5　（略）

6　裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2　（略）
（行政文書の開示義務）
第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
一・二　（略）
三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
四～六　（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条　本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
（設置）
第四十条　本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。
2　第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。
3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）

（設置）
第四十九条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。
2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。
3　（略）
（施設等機関）
第五十五条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
（特別の機関）
第五十六条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
三～二十九　（略）

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2・3　（略）
4　この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三　電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

第三条　何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

（罰則）

第十一条　第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）

第六十二条　法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。

五　（略）

2・3　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

2～5　（略）

（利用及び提供の制限）

第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4　（略）

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2　（略）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条　政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12　（略）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（解任）

第三百三十九条　役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2　（略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一　報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二　報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三　報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2　（略）

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号）（抄）

（統合中期情報見積り）

第十九条　統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2　情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3　情報本部長は、統合中期情報見積りを作成しない年度にあっては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）（抄）

（懲戒）

第十五条　使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設

置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2～8　（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）
第六十四条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。
一　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項
二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

【資料1】合議制の機関について

一　安全保障会議

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条　会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条　議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　（略）

（議事）

第九条　会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二　人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（職員）

第四条　人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4　（略）

（総裁）

第十一条　人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2　人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3　（略）

三　公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条　公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

２～４　（略）

第三十三条　委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

２　（略）

第三十四条　公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

２　公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３・４　（略）

四　国家公安委員会

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（設置及び組織）

第四条　内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

２　国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条　委員長は、国務大臣をもつて充てる。

２　委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

３　（略）

（会議）

第十一条　国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

２　国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　（略）

五　公害等調整委員会

○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（組織）

第六条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

２　（略）

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第十二条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5　（略）

六　公安審査委員会

○公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（抄）

（組織）

第四条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

（委員長）

第十条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　（略）

（会議）

第十一条　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　（略）

七　中央労働委員会

○労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三　中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2～6　（略）

（中央労働委員会の会長）

第十九条の九　中央労働委員会に会長を置く。

2　会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3　会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

４　（略）
（会議）
第二十一条　（略）
２　労働委員会の会議は、会長が招集する。
３　労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
４　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八　運輸安全委員会

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（組織）
第七条　委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。
２　（略）
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　（略）
（会議）
第十一条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
３　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　（略）

九　会計検査院

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二条　会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。
第三条　会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。
第十条　検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。
第十二条　事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。
②・③　（略）

【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
（特別秘密の指定） 第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。 一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に	（防衛秘密） 第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。 2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。 一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。 二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること 3・4　（略）	（定義） 第一条　（略） 2　（略） 3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。 一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ　構造又は性能 ロ　製作、保管又は修理に関する技術 ハ　使用の方法 ニ　品目及び数量 二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。 2・3　（略）

保護の対象とする秘密及び指定の要否

秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3・4 （略）

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

その他防衛の用に供する武器、弾薬、船舶、航空機又はこれらの物の研究開発段階

別表第四（第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二

イ 編制又は装備に関する事項

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三

イ 運輸又は通信に関する事項

軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

（特別秘密の指定）

指定の調整

のものの仕様、性能又は使用方法
リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）
二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの
イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの
イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

ロ　軍用通信の内容
ハ　軍用暗号

第三条　（略）

２　（略）

３　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

４　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

５　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

指定の解除等

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

２　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内で

※自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

２　前項の通報を受けた防衛秘密

その有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

取扱いの業務を行わせることができる場合

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　（略）

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

ころにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。		
漏えい行為に係る罰則	第十五条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。 2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。 3　前二項の罪の未遂は、罰する。 4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。 2　前項の未遂罪は、罰する。 3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。 4～6　（略）
取得行為に係る罰則	（罰則） 第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。 一　（略） 二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者 三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものの 2　前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。 3　前二項の未遂罪は、罰する。 第四条　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。 2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　（略） 2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。 3　前二項の未遂罪は、罰する。
	（罰則） 第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項
	第十六条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への	

侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 2　前項の罪の未遂は、罰する。 3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。	共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則	第十七条　第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2　第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。	第十八条　第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者 二・三　（略） 2　（略） 3　前二項の未遂罪は、罰する。		第百二十二条　（略） 2・3　（略） 4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。 5・6　（略）	第百二十二条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。 2　（略） 3　前二項の未遂罪は、罰する。		第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。 4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。	（自首減免） 第六条　第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
第七条　前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。 3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。			第八条　第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

る。		6　（略）
国外犯処罰	第百二十二条　（略） 2～5　（略） 6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。	
第十九条　第十五条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2　第十六条及び第十七条の罪は、刑法第二条の例に従う。		

内閣情報調査室からの回答に対する再意見等について

[redacted]

送信日時: 2012年5月21日 15:27
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 12050121警察庁再意見等.jtd (24 KB) ; 12050121警察庁再質問.jtd (25 KB)

内閣情報調査室
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記について、添付のとおり再意見等を提出いたします。
お忙しいところ、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

[redacted] 拝

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年５月21日
警　察　庁

警察庁からの意見等（平成24年４月17日付け）に対する回答について（再意見等）

標記について、下記のとおり再意見等を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1　第５条関係（現条文素案第３条関係）

貴室からの回答中「本法案第３条第３項の協議についても、同法第12条第１項の「協議」と同様（中略）上記単位の行政機関の間の協議として整理しているところである。」とあるが、情報公開法等の協議の対象である移送に関する規定については、いずれの機関が開示決定等をすることが適当かといった手続的事項であり、この点、要件充足性といった事項とは性質を異にしているものである。すなわち、情報公開法等と本法において、ともに文言上「協議」と規定されていることのみをもって、同様の法的整理を行ったとは言い難いと思われるが、この点についての貴室の見解如何。

2　逐条解説第３章第６条（特別秘密の取扱者等）関係

(1)　再意見

当庁意見のとおりとされたい。

(2)　理由

貴室の例示した方法に拠った場合に「迅速な捜査への著しい支障」を生じさせる具体的な状況とは、例えば、遠隔地において捜索を行っている際、現場において差し押さえるべき物たる関係資料の一部に特別秘密の指定をされているものが含まれていることが判明したケースなど、急遽特別秘密を差し押さえる必要が生じた場合が考えられる。この場合、現場で捜索に従事している、対象職員たる捜査員の手元には調査票がないことが通常であると考えられ、警察本部等から当該捜索の場所まで調査票を送らなければならないが、調査票が到着してから対象職員に調査票を記載させ、更に記載させた調査票を再び警察本部等に返送した上で当該調査票の記載内容に特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又はこれとなり得る特定の事情の有無を判断することとなれば、迅速な捜査への著しい支障が生じることは明らかである。

この点、このような場合に捜査幹部等が対象職員から調査票記載事項を聴取等した上で代筆し、それを基に特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情が又はこれとなり得る特定の事情の有無を判断する例外措置を設ければ、前述の方法と比較して捜索現場と警察本部等の間で調査票のやり取りを行う労力及び時間を効率化することができ、「迅速な捜査への著しい支障」の改善に資すると考えられる。

なお、FAXやメール等で調査票を送受信することについては、

- 必ずしも捜索現場がFAXやメール等を送受信できる環境にあるとはいえないこと
- 機微な個人情報を記載させる調査票をFAXやメール等で取り扱えば、誤送信や残存データの漏えい等により、捜査員のプライバシーが侵害されるおそれが大きいこと

等により、妥当でない。

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年５月21日
警　　察　　庁

警察庁からの意見等（平成24年４月23日付け）に対する回答について（再質問）

標記について、下記のとおり再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　第５条関係

貴室からの回答によれば、行政機関の長は、別表各号に掲げる複数の事項に該当する特別秘密について、当該事項のうち当該特別秘密の指定に係るもの以外のものに関連する職務に従事する他の行政機関の職員に、当該特別秘密の取扱いの業務を行わせることができると解してよろしいか。

【防衛省】秘密保全新法について

[redacted] [redacted]
送信日時: 2012年5月22日 13:51
宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)
添付ファイル: 【防衛省】秘密保全新法に係る意見等(指定権)250~1.docx (18 KB)

内調 [redacted]様
お世話になっております。
特別秘密の保護に関する法律（仮称）について、添付のとおり、意見を提出させていただきます。
よろしくお取り計らい願います。

****
防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班
[redacted]
代表）03-3268-3111
内線）[redacted]

注意
（機密性２情報）

平成２４年５月２２日
防衛省防衛政策局

内閣情報調査室　御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見等について
～第６次～

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。
なお、以下の意見に対する回答の内容によっては、再度、意見を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

１　意見

「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できると考えられることから、内閣官房であっても、「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくようにしていただきたい。

（理由）

現在の法律案及び逐条解説においては、「防衛に関する事項」であるにもかかわらず、事項指定の是非等について、防衛省が事前に意見を述べることができない上、当該事項を管理しかねる状況が生起することによって、適切な取扱いがなされず、防衛政策の重要な意思決定等に支障が生じるおそれがあるため。具体的には、以下のとおり。

- 防衛省の関与しない形で防衛政策に係る企画立案がなされるおそれ
（情報業務上の支障）
- 部隊運用に当たり、必要な情報を迅速に共有できないおそれ
（部隊運用上の支障）
- Need to know の原則を超えて、広範囲に情報が共有されてしまうおそれ
（保全上の支障）

２　質問

現在、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）逐条解説案」によると、内閣官房は、“内閣の重要政策に関する情報の収集整理等”により「防衛に関する事項」を単独で特別秘密に指定できることとされているものと解されるが、この理由について、貴室において、内閣法の解釈も含め、具体的にご説明いただきたい。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:53
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (138 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月25日 16:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (138 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月25日 16:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (138 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　ネハシ　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:52
宛先: 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (138 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月25日 16:51
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (138 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:51
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (138 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:50
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (138 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:50
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (138 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月25日 16:50
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (138 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時:　2012年5月25日 16:49
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (138 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室　[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第30回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年5月25日 16:49

宛先: [redacted]

添付ファイル: 参照条文集（資料2）.jtd (165 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (59 KB)；第16条修正案（別シートあり）.jtd (102 KB)；逐条解説案.jtd (343 KB)；読替表.jtd (150 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第30回）を5月28日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail：[redacted]
.....

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年５月２８日

○　条文案
○　読替表
○　逐条解説案
○　特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表（参照条文集案中の資料２）
○　第１６条修正案

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十二条）
第五章　雑則（第十三条・第十四条）
第六章　罰則（第十五条―第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各

号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の規定による評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長が

その者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の規定による評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなる

ものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照

会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定め

る要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これ

らの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の

身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十三条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十五条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第十七条　第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条　第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第十九条　第十五条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十六条及び第十七条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の規定による評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

3・4　（略）

都道府県警察（読替え後）

（特別秘密の取扱者等）

第六条　（略）

2　（略）

3　第一項及び前項（第二号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　（略）

【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（特別秘密の取扱者等）

第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の規定による評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該都道府県警察の職員　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。） 五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。） 六　精神疾患に関する事項 七　飲酒についての節度に関する事項 3　行政機関の長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。 4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知	（都道府県警察の職員に係る適性評価） 第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。） 五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。） 六　精神疾患に関する事項 七　飲酒についての節度に関する事項 3　警察本部長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。 4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知し

した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

した上、その者の同意を得なければならない。

一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知

契約業者（読替え後）

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知

した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

12/05/25内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/05/25内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）---- 01
　第２条（定義）---- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）---- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除）---- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）---- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等）---- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）---- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）---- 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）---- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）---- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止）---- 43

第５章　雑則
　第13条（その他の保護措置）---- 46
　第14条（政令への委任）---- 47

第６章　罰則
　第15条（特別秘密の漏えい罪）---- 48
　第16条（特定取得罪）---- 53
　第17条（共謀・教唆・煽動）---- 56
　第18条（自首減免）---- 59
　第19条（国外犯処罰）---- 60

附則
　第１条（施行期日）---- 61
　第２条（自衛隊法の一部改正）---- 62
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）---- 63
　第４条（罰則に関する経過措置）---- 64
　第５条（政令への委任）---- 65

第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 66
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 67

別表（第３条関係）
別 表 ---------- 69
第１号（防衛に関する事項） ---------- 70
第２号（外交に関する事項） ---------- 79
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 83

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように多様化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられる。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

・　特別秘密の指定（第３条）
・　特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
・　特別秘密の漏えい等に係る罰則（第15条から第19条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関ごとにその取り扱う事項につき指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第13条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知(第５項)

都道府県警察は、特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有すること

が想定されるところ、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではなく、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項については、当該都道府県警察における取扱状況を踏まえ、警察庁長官が指定を行い、又は指定を行おうとする他の行政機関の長からの協議に応じることになる。この場合における指定の効果が当該都道府県警察にも及ぶようにするため、本項は、警察庁長官に対し、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第14条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第13条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日のうち直近のものから５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を３つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が適性評価に類する措置を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価に類する措置により属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはならないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、

その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

「次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるもの」としては、第７条第２項各号に掲げる事項について特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情の有無を対象職員に調査票に記載、提出させ、行政機関の長がこれらの事情が存在しないことを確認するといった短時間で処理できる比較的簡便な方法で確認する措置を想定している。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定により別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異な

らないことから、契約業者においても特別秘密の取扱者は適性を有すると認められた者又は適性を有すると仮に認められた者である必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した

日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が当該評価対象者の適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を通知した日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、第一に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について次に掲げる事項の調査を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 信用状態その他の経済的な状況に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。
・ 精神疾患に関すること。
・ 飲酒についての節度に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどう

かの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第２号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　精神疾患に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

キ　飲酒についての節度に関する事項（第７号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

第２項は、第二に、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないことから、信条により差別され

ることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないとともに、憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・　本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

また、このことは、適性評価においては、内心の告白を強制することがないことを制度的に担保するものであり、この点からも適性評価は憲法の保障する思想・良心及び信教の自由を侵害するものではないと考えられる。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア　第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ　本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の

個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第７項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認める旨の通知の日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が、第２項の規定による調査を実施するため、必要があると認めるときは、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から調査票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所

見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには行政機関の長が公務所又は行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

そして、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する事項は評価対象者の個人情報であるため、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(6)　第６項について

第６項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られ

る情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

- 本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。
- 本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(7)　第７項について

第７項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、適性評価に係る通知の日のうち直近のものから５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができない

12/05/25内調内検討済み

こととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第３号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第４号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号、第３号及び第４号については、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合において

これを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第２号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）、第５号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第６号（精神疾患に関すること）及び第７号（飲酒についての節度に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号、第３号及び第４号の調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　その固有の任務及び所掌事務を遂行する上でそれぞれ独立して特別秘密を取り扱うことがある点において、都道府県警察と行政機関は同様であるため、本法が行政機関ごとに特別秘密の保護を行わせることとしている考え方を都道府県警察に当てはめることにも合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び同項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性が損なわれるという事態につながることも考えられる。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、

それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ず

しも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

- 行政機関の長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
- 第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
- 特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
- 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

第14条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

(1)　政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価の実施に関する手続的・技術的な事項

が考えられる。

第15条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

(ｱ) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任

務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア　主体

(ｱ)　業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ)　改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であ

るため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア 主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第16条（特定取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、特定取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特定取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、

強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法」（以下「逐条解説不競法」という。）178頁）。

ウ　「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」

不正競争防止法第21条第１項第１号「管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」と同義であり、刑法上の窃盗罪、建造物侵入罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である窃取、侵入、不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

エ　「その他の特別秘密の管理を害する行為」

例えば、業務者のパソコンにコンピュータ・ウイルスを感染させ、情報を外部に流出させる行為、業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする行為などが考えられる。

オ　「取得」

不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を知得すること又は特別秘密が記録された文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（逐条解説不競法180頁）。

カ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の特定取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の特定取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特定取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特定取得行為の未遂罪（第２項）

「未遂」とは、特定取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特定取得（未遂）罪が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特定取得（未遂）罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特定取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特定取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第４項にも置かれている。

第17条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は特定取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下単に「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び特定取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第18条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、特定取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は特定取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第19条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや特定取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第15条の罪の国外犯（第１項）

第15条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第16条及び第17条の罪の国外犯（第２項）

第16条及び第17条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が適用されることを明確にするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

1　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

2　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第１号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号へについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ア)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【資料２】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
（特別秘密の指定） 第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。 一　別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 二　別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 三　別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に	保護の対象とする秘密及び指定の要否		
	（防衛秘密） 第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。		
		（定義） 第一条　（略） ２　（略） ３　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。 一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ　構造又は性能 ロ　製作、保管又は修理に関する技術 ハ　使用の方法 ニ　品目及び数量 二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの	
			（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。 ２・３　（略）

秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3・4　（略）

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3・4　（略）

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七　防衛の用に供する暗号

八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら

別表

一　防衛に関する事項

イ　防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ　部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ　部隊の任務、配備又は行動

ニ　部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二　編制又は装備に関する事項

イ　編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ　編制又は装備の現況

ハ　艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三　運輸又は通信に関する事項

イ　軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

指定の調整

はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

の物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

ロ　軍用通信の内容

ハ　軍用暗号

（特別秘密の指定）

第三条　（略）

２　（略）

３　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

４　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

５　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

２　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内で

指定の解除等

※自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

２　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る

その有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に

取扱いの業務を行わせることができる場合

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　（略）

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。		
その他の保護措置	（その他の保護措置） 第十三条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。	
	（防衛秘密） 第九十六条の二　（略） 2・3　（略） 4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。	
	（特別防衛秘密保護上の措置） 第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。	
漏えい行為に係る罰則	第十五条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。 2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。 3　前二項の罪の未遂は、罰する。 4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。	
	第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。 2　前項の未遂罪は、罰する。 3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。 4～6　（略）	
	（罰則） 第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。 一　（略） 二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者 三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの 2　前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。 3　前二項の未遂罪は、罰する。 第四条　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。 2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防	
	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　（略） 2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。 3　前二項の未遂罪は、罰する。	

取得行為に係る罰則

第十六条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三　（略）

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

第十七条　第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第百二十二条　（略）

2・3　（略）

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5・6　（略）

第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第七条　前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

自首減免	第十八条　第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。	
国外犯処罰	第十九条　第十五条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。 2　第十六条及び第十七条の罪は、刑法第二条の例に従う。	第百二十二条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。 6　（略）
	第百二十二条　（略） 2～5　（略） 6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。	（自首減免） 第六条　第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
		第八条　第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

○　第十六条修正案

第十六条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取、施設への侵入、権限ある者の同意なく錠をはずす行為、暗号を用いた通信の内容を権限ある者の同意なく復元する行為、映像若しくは音声を送信する機能若しくは録画若しくは録音の機能を有する機器を権限ある者の同意なく設置する行為又は不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第二項に規定する行為その他の電子計算機に係る不正行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○ 新旧対象表

修正案	原案
第十六条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為 二　財物の窃取、施設への侵入、権限ある者の同意なく錠をはずす行為、暗号を用いた通信の内容を権限ある者の同意なく復元する行為、映像若しくは音声を送信する機能若しくは録画若しくは録音の機能を有する機器を権限ある者の同意なく設置する行為又は不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第二項に規定する行為その他の電子計算機に係る不正行為 ２　前項の罪の未遂は、罰する。 ３　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。	第十六条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 ２　前項の罪の未遂は、罰する。 ３　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

○　刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二　正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二　前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　前項の罪の未遂は、罰する。

防衛省からの質問に対する回答について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年5月28日 10:43
宛先: [redacted]
添付ファイル: 回答送付（120522防衛省）.jtd (29 KB)

[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。貴省から5月22日付け質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願いします。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]

（機密性２情報）

防衛省　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月28日
内閣情報調査室

防衛省からの意見等（平成24年5月22日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月22日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1　意見

「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できると考えられることから、内閣官房であっても、「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくようにしていただきたい。

（理由）

現在の法律案及び逐条解説においては、「防衛に関する事項」であるにもかかわらず、事項指定の是非等について、防衛省が事前に意見を述べることができない上、当該事項を管理しかねる状況が生起することによって、適切な取扱いがなされず、防衛政策の重要な意思決定等に支障が生じるおそれがあるため。具体的には、以下のとおり。

- 防衛省の関与しない形で防衛政策に係る企画立案がなされるおそれ
（情報業務上の支障）
- 部隊運用に当たり、必要な情報を迅速に共有できないおそれ
（部隊運用上の支障）
- Need to knowの原則を超えて、広範囲に情報が共有されてしまうおそれ
（保全上の支障）

2　質問

現在、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）逐条解説案」によると、内閣官房は、“内閣の重要政策に関する情報の収集整理等”により「防衛に関する事項」を単独で特別秘密に指定できることとされているものと解されるが、この理由について、貴室において、内閣法の解釈も含め、具体的にご説明いただきたい。

（機密性２情報）

【回答】

「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」（内閣法第12条第２項第６号）の「対象は、外交、安全保障関係を中心に広範にわたっており」（平成18年４月12日衆・外務委員会での武正公一委員の質問に対する長勢内閣官房副長官の答弁）、防衛に関する情報も当然に含まれると考えられる。また、「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれているものと考えられる。したがって、内閣官房が単独で防衛に関する事項を特別秘密に指定することは、その所掌事務上何ら問題はないのであって、原案どおりとさせていただきたい。

防衛省との協議結果メモ

1　日時・場所

平成２４年５月３１日午前１０時４０分から午後０時頃まで
内閣府本府６階６０５会議室

2　出席者

（防衛省）[redacted]先任部員、[redacted]部員、[redacted]係長
（内　調）[redacted]補佐、[redacted]補佐、[redacted]

3　結果要旨

従前、防衛省からは「内閣官房が『防衛に関する事項』を特別秘密に指定するに当たっては防衛省への協議を行うようにしてほしい。」旨の意見が出され、当室としては「応じられない。」旨回答していたところ（別紙参照）、今般、防衛省の方から直接会って協議したい旨の申入れがあったため、本協議を行うことになった。その結果は要旨以下のとおり。

（内　調）現在の実務上、内閣官房が独自に入手した防衛に関する情報の中には、入手後すぐに防衛省に共有されるものもあれば、相当期間経過後に共有されるに至るものや、最後まで共有されないものもあるはずである。内閣官房の組織としての位置付けに鑑みると、内容によっては、入手後すぐには防衛省と共有できない情報というのはどうしても出てくるはずであり、それにもかかわらず、指定に当たっては例外なく防衛省と協議する（すなわち、防衛省と共有する）こととするような制度設計は不可能である。これは、内調内において次長まで諮った上での意見である。

（防衛省）入手後すぐには共有できない情報というものがあることは否定できず、少なくとも情報保全企画室レベルにおいては、一定の例外があってしかるべきだということは理解している。しかしながら、内閣官房が指定することとなる防衛に係る内閣の重要政策に関する事項というものは、防衛省が所掌する防衛に関する事項の一部という位置付けになるはずであり、防衛に関するスペシャリストである防衛省の意見を踏まえて指定することとするのが適切な指定に資すると考えられる。加えて、従前ペーパーで指摘しているような防衛省における業務上の支障をも踏まえると、防衛省としては、「原則として協議が必要。ただし例外はあり。」というラインで整理されるべきと考えている。

（内　調）防衛省の意見が必要な場合はおのずと協議が行われるはずであり、あくまで運用上の話に過ぎないのではないか。

（防衛省）政令以下の法令に規定することにより、一定の規範性を持つ「形」で担保されるのが適当ではないか。

（内　調）せいぜいガイドラインで書くような内容ではないか。いずれにせよ、どういう「形」にすべきかはまだ内調内でも議論していないので、いったん持ち帰ることにしたい。

ところで、どういう「形」にするかはさておき、「例外はある。」というラインで防衛省内をまとめることはできるのか。当室の中村審議官からは、「必要に応じて自分が説明に行ってもよい。」旨の言葉をいただいているが。

（防衛省）なんらかの「形」にするということであれば、自分たちだけでまとめることはできると思う。

以上

別紙

注意
（機密性２情報）

平成２４年４月２７日
防衛省防衛政策局調査課

内閣情報調査室御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見等について（指定権関連）
～第５次～

平成２４年４月１７日付で当省から提出した標記の意見等について、未だ貴室からの回答がないところであるが、平成２４年４月２３日付で内閣法制局に「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）【逐条解説（案）】」が持ち込まれたことを踏まえ、当該逐条解説（案）Ｐ１４のイ及びＰ６８の（２）アについて、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、本意見等に対しては、当省に対して直接文書にて回答をお願いします。また、これに対する貴室からの回答の内容によっては、再度、意見等を提出させていただく場合がある旨申し添えさせていただきます。

○　平成２４年４月６日（金）の貴室担当参事官から口頭で示された新法案第３条第３項に係る解釈

ア　防衛省以外の省庁が新法案別表第一号の「防衛に関する事項」を用いて特別秘密に指定する場合は、それを防衛省と共有することを前提としているはずであるため、法案第３条第３項に規定する「共有に係る事項」に該当するものとして、同項に基づき、防衛省とのあらかじめの協議を要することとなる。

イ　他方、防衛省が新法案別表第一号の「防衛に関する事項」を用いて特別秘密に指定する場合は、それを他省庁と共有することを前提としているものであっても、法案第３条第３項に規定する「共有に係る事項」には該当しないことから、同項に基づく協議を要せず、防衛省が同条第１項により単独で事項指定を行うことができる。

○　平成２４年４月２３日付内閣法制局持込み資料「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）【逐条解説（案）】」Ｐ１４のイに追加された規定

イ　（中略）
なお、「共有に係る事項」に当たる場合としては、当該事項が既に共有されている場合のほか、当該事項の性質上関係行政機関との共有が速やかに行われるべき場合、すなわち当該事項が当然に共有に至るべき場合も含まれる。

○　平成２４年４月２３日付内閣法制局持込み資料「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）【逐条解説（案）】」Ｐ６８の（２）アに追加された規定

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」
防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した重要な情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報の他に、他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有すべきものも含まれ得る。

注意
（機密性２情報）

【意見】　新法案第３条第３項に規定する「共有に係る事項」に当たる場合とは、平成２４年４月６日に貴室担当参事官から示された解釈及び平成２４年４月２３日付で内閣法制局に持ち込まれた「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）【逐条解説（案）】」Ｐ１４のイにおいて、「事項が既に共有されている場合」と「事項が当然に共有に至るべき場合」の２通りとされているところ。

さらにこの上で、この「当然に共有に至るべき場合」について、平成２４年４月６日に貴室担当参事官から示された解釈イのとおり、例えば、防衛省がある事項を新法案別表第１号に掲げる「防衛に関する事項」を用いて特別秘密に指定する場合は、この「共有に至るべき場合」に当たらないとの解釈を採ることは、新法案第３条第３項の解釈を巡る疑義及び混乱をさらに生じかねないものと考える。

したがって、防衛省としては、「共有事項」に係る特別秘密の指定の調整に係る枠組みについて、政府全体としての統一的かつ安定的な制度の運用を確保し、併せて関係省庁の所掌事務の円滑な遂行を維持していくためには、平成２４年４月６日に貴室担当参事官から示された解釈ア及びイを、以下のとおり、新法案第３条第３項及び第４項に条文上明確化し、同条の解釈及び運用について疑義や混乱が生じないようにしていくことが必要であると考える。

【新法案第３条第３項の修文案】

（現案）

３　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

４・５　略

（修文案）

３　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（既に共有されている事項及び共有することを予定している事項をいう。以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。ただし、他の行政機関と共有することを予定している事項のうち、別表第一号に該当する事項を防衛大臣が、別表第二号に該当する事項を外務大臣が、別表第三号に該当する事項を警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官がそれぞれ特別秘密として指定するときは、この限りではない。

４　行政機関の長は、前項の規定により特定行政機関の長に協議する場合においては、共有事項が別表第一号に該当するときは防衛大臣に、別表第二号に該当するときは外務大臣に、別表第三号に該当するときは警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官にそれぞれ協議しなければならない。

５・６　略

なお、平成２４年４月６日に貴室担当参事官から示された解釈ア及びイについて、以下のとおり、条文を修正しなくとも、政府全体としての統一的かつ安定的な制度の運用を確保し、併せて関係省庁の所掌事務の円滑な遂行を維持していくことができるとのお考えであるならば、今後、平成２４年４月６日に貴室担当参事官が示された解釈ア及びイをどのように担保していくのか、内閣法制局の見解を確認した上で、具体的に示していただきたい。

注意
（機密性２情報）

加えて、これまでの指定権に係る貴室との議論を踏まえ、以下を質問します。

① 新法案第３条第３項に基づく協議の結果、ある省庁が主張してきた指定権を特定行政機関に移すケースを想定しておくことも、特別秘密の保護、あるいは、安定的な運用を確保する観点から必要と考えるところ、この点、貴室の見解を示していただきたい。
② ①について、必要と考えるならば、それは、新法案のいずれの条項で担保されているのか。また、必要でないと考えるならば、その理由を具体的に示していただきたい。
③ ①について、必要と考えるならば、かかる解釈及び手続について、どのように省庁間に、確定・共有していくのか。
④ 仮に、４月６日及び２３日付貴室の解釈が省庁間において確定・共有・徹底がなされなかったことによって、防衛大臣以外の大臣等が、新法案別表第１号を用いて、単独で「防衛に関する事項」を特別秘密に指定し、それを防衛省に共有してきた場合については、防衛省が当該指定の是非について意見を申し述べるならば、その時点で当該大臣等が当該指定を見直すこともあり得る、との見解をこれまでの貴室との調整ではいただいていたが、この見解について、現在も変更はないか。
⑤ ④について、変更がないのであれば、それは、新法案のいずれの条項で担保されているのか。

（機密性２情報）

防衛省　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年５月28日
内閣情報調査室

防衛省からの意見等（平成24年5月22日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月22日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1　意見

「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できると考えられることから、内閣官房であっても、「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくようにしていただきたい。

（理由）

現在の法律案及び逐条解説においては、「防衛に関する事項」であるにもかかわらず、事項指定の是非等について、防衛省が事前に意見を述べることができない上、当該事項を管理しかねる状況が生起することによって、適切な取扱いがなされず、防衛政策の重要な意思決定等に支障が生じるおそれがあるため。具体的には、以下のとおり。

- 防衛省の関与しない形で防衛政策に係る企画立案がなされるおそれ
（情報業務上の支障）
- 部隊運用に当たり、必要な情報を迅速に共有できないおそれ
（部隊運用上の支障）
- Need to knowの原則を超えて、広範囲に情報が共有されてしまうおそれ
（保全上の支障）

2　質問

現在、「特別秘密の保護に関する法律（仮称）逐条解説案」によると、内閣官房は、“内閣の重要政策に関する情報の収集整理等”により「防衛に関する事項」を単独で特別秘密に指定できることとされているものと解されるが、この理由について、貴室において、内閣法の解釈も含め、具体的にご説明いただきたい。

（機密性２情報）

【回答】

「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」（内閣法第12条第２項第６号）の「対象は、外交、安全保障関係を中心に広範にわたっており」（平成18年４月12日衆・外務委員会での武正公一委員の質問に対する長勢内閣官房副長官の答弁）、防衛に関する情報も当然に含まれると考えられる。また、「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれているものと考えられる。したがって、内閣官房が単独で防衛に関する事項を特別秘密に指定することは、その所掌事務上何ら問題はないのであって、原案どおりとさせていただきたい。

注意
（機密性２情報）

平成２４年５月２８日
防衛省防衛政策局

内閣情報調査室　御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見について
～第７次～

標記について、以下のとおり、意見を提出します。
なお、以下の意見に対する回答の内容によっては、再度、意見を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

○ 意見

平成２４年５月２２日付の当省からの意見は、内閣官房が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定することの法的根拠に係る質問に加え、「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、下記のような不具合が生じかねないことから、内閣官房であっても、「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくようにしていただきたい旨の意見を提出したところである。この点を踏まえ、再度、内閣官房が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくよう、意見を提出する。

（理由）

現在の法律案及び逐条解説においては、「防衛に関する事項」であるにもかかわらず、事項指定の是非等について、防衛省が事前に意見を述べることができない上、当該事項を管理しかねる状況が生起することによって、適切な取扱いがなされず、防衛政策の重要な意思決定等に支障が生じるおそれがあるため。具体的には、以下のとおり。

- 防衛省の関与しない形で防衛政策に係る企画立案がなされるおそれ
（情報業務上の支障）
- 部隊運用に当たり、必要な情報を迅速に共有できないおそれ
（部隊運用上の支障）
- Need to know の原則を超えて、広範囲に情報が共有されてしまうおそれ
（保全上の支障）